

公益社団法人日本環境教育フォーラム 定款

平成22年6月 1日制定

平成23年6月24日改正

平成28年5月23日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本環境教育フォーラムと称し、その英文は J a p a n
E n v i r o n m e n t a l E d u c a t i o n F o r u mとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、日本全国及び海外における自然体験や自然教育などの環境保全意欲の増進及び環境教育（以下「環境教育等」という。）に関する企画、運営及び実施、及び環境教育等に関する情報の収集、整備、提供、調査研究及び知識の普及等を図るとともに、環境教育等に関する個人・団体間の交流の促進及び人材・指導者の育成、及び環境教育等の活動を支援すること等により、内外の環境教育等を推進し、国民の中に環境保全の健全な思想を育むなど、もって地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備に寄与することを目的とする。

(規 律)

第4条 この法人は社員総会が別に定める倫理規定の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 この法人は、第3条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境教育等に関する企画、運営及び実施
- (2) 環境教育等に関する情報の収集、整備及び提供
- (3) 環境教育等に関する調査研究
- (4) 環境教育等に関する知識の普及及び啓発のための事業
- (5) 環境教育等に関する政策の提言

- (6) 環境教育等に関する個人・団体間の交流の促進
 - (7) 環境教育等の活動に係る人材や指導者の育成及び指導者の派遣
 - (8) 環境教育等に関する活動及び調査研究への助成その他による支援
 - (9) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業においては、行政、地域、企業、NPO団体等との連携、協働に努めるものとする。
- 3 第1項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(その他の事業)

- 第6条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて環境教育等に関する収益事業等を行う。
- 2 前項の事業においては、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

- 第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第8条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同してこの法人の一層の発展のために活動する個人又は団体
 - (2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（正会員を除く。）
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (4) 特別会員 この法人に功労のあった個人又は団体で、理事会の決議をもって推薦された者

(入 会)

- 第9条 この法人に正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、社員総会において別に定める基準に従い、理事会の承認を得なければならない。その入会については、これを本人に通知するものとする。
- 2 普通会員または賛助会員として入会しようとする者は理事会が別に定める入会申込書の提出をもって入会することができる。なお、普通会員においてはホームページ上でのオンライン入会に替えることができる。
- 3 特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第10条 会員は、社員総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項に定める入会金及び会費は、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退 会)

第12条 会員は、書面で届けることにより、任意に退会することができる。ただし、普通会员においては書面によらないことができる。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、納付された入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 代表理事を除く理事のうち、1人を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員（団体の場合にあつてはその代表者）及び学識経験を有する者の中から各々選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事より会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を各1人選任することができる。

3 前項で選任された理事長をもって前条第2項に定める代表理事とする。

4 理事会は、その決議によって、代表理事を除く理事より1人を前条第3項に定める業務執行理事として選任することができる。

5 監事は理事または使用人を兼ねることはできない。

6 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

8 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人の業務を総覧する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

5 業務執行理事を選任したときは、業務執行理事は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 専務理事は、理事長を補佐する。

- 7 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 8 理事長及び業務執行理事は、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に社員総会の招集を請求し、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、理事会の招集にあつては、その請求があつた日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第15条第1項で定めた役員の員数が欠ける場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 前項により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事の業務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規定による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第23条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問は、非常勤とし、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 社員総会

(種別)

第24条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1人若しくは1団体につき1個とする。

(権能)

第26条 社員総会は、次の事項を審議、決議する。

- (1) 役員を選任及び解任

- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第28条第5項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第28条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により当該正会員が招集するときを除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会は、すべての正会員の同意がある場合には、第4項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

4 社員総会を招集するときは、理事会（前条第2項第3号の規定による場合は当該正会員）は次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 社員総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができる
こととするときは、その旨

(5) その他法令で定める事項

5 社員総会の招集は前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、若しくは政令に定めるところにより当該正会員の承諾を得て電磁的方法により開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、前項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第31条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 前2項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(書面表決等)

第32条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、若しくは電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(正会員への通知)

第35条 総会で決議した事項は、正会員に通知する。

第5章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長（代表理事）、専務理事、及び常務理事並びに業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次にあげる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第47条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第18条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に規定する請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の場合には出席理事の互選による。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第42条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名、押印しなければならない。ただし、第39条第2項の場合にあっては、出席した理事及び監事とする。

(理事への通知)

第46条 理事会で決議した事項は、すべての理事及び監事に通知する。

第6章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任軽減)

第47条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第48条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 公益法人への移行日以降に基本財産として寄付された財産

3 この法人の公益法人への移行時の基本財産は、公益法人への移行時の財産目録で、基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以降に寄付を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充てるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第49条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事

会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用等)

第50条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において承認をうるものとする。

2 前項の計算書類等並びに財産目録については、法令の定めるところにより他の書類とともに毎事業年度の経過後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、同規則第28条第1項第2号に定める運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第54条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が基本財産その他重要な財産の処分又は譲渡を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第55条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う

ものとする。

第8章 定款等の変更、合併及び解散等

(定款等の変更)

第56条 この定款は、第59条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）

第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3 前項を除く公益認定法第13条各号に定める定款等の変更を行った場合は、遅滞なく内閣総理大臣に届出なければならない。

(合併等)

第57条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第60条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 部会及び委員会

(部会および委員会)

第61条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、部会又は委員会を設けることができる。

- 2 部会又は委員会の委員は理事会が選任する。
- 3 部会又は委員会はいかなる場合であっても決議機関となるものではない。
- 4 部会又は委員会の設置、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (10) 事業報告書及び計算書類等
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な数値を記載した書類
- (12) 監査報告書
- (13) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の備え付け及び閲覧については、法令の定めによるほか、第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第66条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第67条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

同法同条同項に定める解散の登記の日をもって特例社団法人日本環境教育フォーラムの定款は廃止する。

2 この法人の当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事	阿部 治	荒木光弥	安西英明	岡島成行
	岡田康彦	川嶋 直	河原塚達樹	北野日出男
	小澤紀美子	徳永 豊	中野民夫	西村仁志
	福井光彦	渡邊浩之		
監 事	瀬田信哉	東原 豊		

3 この法人の設立登記時の代表理事は次のとおりとする。

岡島成行

4 この法人の初年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、附則1に定めるこの法人の設立登記の日から当該年度の3月31日までとする。また、特例社団法人日本環境教育フォーラムの当該事業年度は解散登記の日(この法人の設立登記の日)の前日をもって末日とする。

附 則

- 1 この定款変更(公告の方法の変更)は、総会の決議のあった日(平成23年6月24日)から施行する。
- 2 平成28年4月11日開催の平成28年度臨時社員総会で決議された定款変更(主たる事務所所在地の変更)は平成28年5月23日から施行する。